

令和6年1月24日

令和6年1月

茨木市農業委員会定例会議事録

茨木市農業委員会

茨木市農業委員会定例会議事録

1 開催日時 令和6年1月24日(水) 午後1時30分～2時10分

2 開催場所 茨木市役所 南館8階特別会議室

3 出席委員(12人)

会長	14番	小瀨	邦臣				
副会長	6番	中村	正治				
委員	1番	大神	平	2番	中西	壽男	
	3番	入交	享子	4番	矢頭	周	
	5番	久保	睦子	7番	南野	悟	
	8番	吉田	公俊	10番	谷山	正昭	
	11番	池田	洋一	12番	大西	清一	

4 出席農地利用最適化推進委員(7人)

第1地区	西ノ坊	嘉治	第2地区	中井	昇
第3地区	中野	勝之	第4地区	小川	範久
第5地区	川端	稔	第6地区	森	善隆
第7地区	松本	好博			

5 欠席委員(2人)

9番 早川 訓男 13番 西林 肇

6 農業委員会事務局職員(3人)

事務局長	谷田 明夫	事務局次長	松下 伸弘
事務局長代理	奥田 真貴子		

7 その他出席職員

農林課主幹 吉村 雅成

8 議事録署名委員

3番 入交 享子 4番 矢頭 周

9 議事日程

(1) 一般事務に関する報告

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 付議案件

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請

- 議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）
- 議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案
- 議案第4号 茨木市農業経営基盤強化促進基本構想の変更
- 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出（専決処理分）
- 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出（専決処理分）
- 報告第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による農用地利用集積等促進計画の認可通知

10 会議の概要

議長

ただ今から令和6年1月定例会を開会いたします。
現在の出席委員は12名でありますので会議は成立いたしております。
なお、推進委員の出席は7名であります。

議長

それでは議事日程に従い、順次進めてまいります。
始めに、一般事務に関する報告でございますが、お手元の資料のとおりでございますので、後程、お目通しをいただきたいと存じます。

議長

次に、議事録署名委員の指名を行います。
慣例によりまして、私からご指名申し上げてもご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長

ご異議なしと認め、3番、入交 享子委員、並びに議席番号、4番、矢頭 周委員をご指名申し上げます。

議長

これより付議案件の審議を行います。
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、1件を議題といたします。
なお、本件につきましては、事前に地区担当委員、推進委員による現地の確認及び地元関係者との調整をお願いしておりましたが、それぞれ問題はないとの回答をいただいておりますので報告をいたしておきます。
それでは、申請内容につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局次長、松下君。

事務局

それでは、事務局からご説明申し上げます。

議案の説明に入らせていただく前に、議案書の記載誤りがございましたので、説明いたします。本日お手元に正誤表を置かせていただいております。

議案書の3ページをお開き願います。

議案第3号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案について、右側の権利関係の種類欄に一部誤りがございました。

第1項目については、議案書に記載しているとおり、権利関係の種類は使用貸借権解除条件付でございますが、第2項目は、賃借権解除条件付の案件でございます。お詫びして訂正いたします。

それでは、議案の説明をいたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、1件、1筆、962平方メートルについてでございます。

申請地の位置等については、議案第1号参考資料でご確認をお願いします。

内容についてご説明申し上げます。

本件につきましては、耕作目的で所有権を取得するため申請があったものであります。

議案書では譲受人の耕作面積がゼロ平方メートルとなっておりますが、譲受人は大岩観光農業組合の組合員として約20年にわたり、さつまいもの栽培に従事されています。

譲受人は農作業に必要となる農機具を確保しており、本件申請地を譲り受け、学校給食用のさつまいもを作付する計画でございます。

譲受人に関しましては、申請書に記載されている耕作面積がゼロ平方メートルになっておりますことから、事前に小濱会長、中村副会長、申請地の地区担当委員である中西委員、中野推進委員並びに事務局で協議をいたしました。

譲受人の農業経験、農機具の所有状況、農作業の従事状況を総合的に判断いたしまして、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

本件に関しまして、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

議長

矢頭委員。

矢頭委員

耕作面積ゼロということですが、これを、譲り受けて、実際は何を作られるんですか。水稻をやられるんですか。それとも畑ですか。

議 長

松下君。

事務局

本件譲受人は農地を譲り受けて、さつまいもの栽培を計画されております。

議 長

よろしいですか。

他にご質問等がございませんでしたら、質疑を打ち切りましてもご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

農地法第3条の規定による許可申請、1件につきましては、適当と認め、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

議 長

次に、議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画、利用権設定、2件を議題といたします。

議事の進行上、まず、1項目について審議をいたします。

それでは、申請内容につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局長代理、奥田さん。

事務局

議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画、利用権

設定、2件、5筆、4、860平方メートルにつきまして、茨木市長から農業委員会会長あて、利用集積計画を定めるに当たり、審査依頼があったものでございます。

1項目についてご説明申し上げます。

1項目の借り手は農家で、権利関係は使用貸借権、5年の新規設定となっております。

借り手は、農地を効率的に利用し、必要な農作業に常時従事すると見込まれることから、農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

本件に関しまして、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

議 長

ご意見等がございませんので、質疑を打ち切りましてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

お諮りいたします。

農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画、利用権設定、1件につきましては、適当と認め、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

議 長

次に、2項目から5項目までについて、審議をいたします。

なお、中西委員には農業委員会等に関する法律第31条第1項に、委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。と規定されており、議事参与の制限に該当いたしますので、審議の間、暫時退室をお願いいたします。

(中西委員、退室)

議 長

内容につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局長代理、奥田さん。

事務局

2項目から5項目についてご説明申し上げます。

借り手は農事組合法人茨木おおいわで、権利関係は賃借権、解除条件付、7年2か月の新規設定となっております。

借り手は、地域の農業者で組織する農事組合法人で、農地を効率的に利用し、必要な農作業に常時従事すると見込まれることから、農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

本件に関しまして、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

議長

矢頭委員。

矢頭委員

賃借権、解除条件付というのは、具体的にどういうことを表していますか。

議長

事務局、松下君。

事務局

ご説明申し上げます。

解除条件をつける場合と申しますのは、借りる方が農業の常時従事者でない場合、もしくは農地所有適格法人でない場合となっております。現在、この農事組合法人茨木おおいわに関しましては、構成員の方は全て地域の農家の方にはなっているんですけども、まだ農地を保有されてませんので、ちょっとそういう農地所有適格法人に位置づけができないために、一般の法人と同じように、ちょっと今回は解除条件付で貸し借りをご審議いただきたいということでございます。

議長

他にご質問等がございませんでしたら、質疑を打ち切りましてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画、利用権設定、1件につきましても、適当と認め、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

(中西委員、自席に戻る。)

議 長

それでは、次に、議案第3号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案、1件を議題といたします。

それでは、申請内容につきまして事務局の説明を求めます。

事務局次長、松下君。

事務局

議案第3号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案、1件、2筆、1,004平方メートルについてでございます。

内容でございますが、1項目の権利関係は使用貸借権、解除条件付、5年の再設定、2項目の権利関係は賃借権、解除条件付、5年の再設定でございます。

転借人は市外在住の認定新規就農者で、茨木市内で農地を借受し、野菜を栽培されております。

農地を効率的に利用し、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれますことから、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

ただいま事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

議 長

ご意見等がございませんので、質疑を打ち切りましてもご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案、1件につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、原案のとおり、大阪府みどり公社に対し要請をいたします。

議 長

次に、議案第4号、茨木市農業経営基盤強化促進基本構想の変更を議題といたします。

内容につきまして、農林課の説明を求めます。

農林課主幹、吉村君。

農林課職員

ただいまご紹介いただきました、農林課主幹の吉村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、茨木市農業経営基盤強化促進基本構想の変更についてご説明いたします。着座させていただきます。

まず、今回の変更理由につきましてです。

大阪府において、農業経営基盤強化促進法改正に伴う地域計画の義務化や府政策の変化などを踏まえ、農業経営基盤強化促進基本方針を変更すべく現在、手続を進められております。

農業経営基盤強化促進法に基づき、府基本方針に調和すべく、本市においても茨木市農業経営基盤強化促進基本構想を変更いたします。

それでは、基本構想の主な変更箇所についてご説明させていただきます。

資料、基本構想(案)と書かれてあるこのA4の折っている資料をあらかじめ配付させていただいていると思いますので、それをご覧ください。

この資料の構成ですが、一番左側の列には、基本構想に記載しているページ、その右列には変更後、さらにその右列には変更前の記載内容を記載しております。さらに変更箇所には、朱書きの下線部分となっております。

まず、基本構想1ページから3ページにかけての農業経営基盤の強化の促進に関する目標につきましては、文言の整理と府基本方針(案)に合わせた内容の修正を行っております。この新旧対照表でいいますと、1ページの部分です。

主な変更点の1点目ですが、この1ページ、資料上段の2のところをご覧ください。

経営の指標になりますが、これは国版認定農業者になりますと、経営発展につながる一定期間無利子の経営改善資金などの活用が可能となります。本市農業を支えるトップ層の国版認定農業者を増やすため、年間農業所得額を600万円程度から550万円以上に経営計画の所得目標を府基本方針（案）と同額としております。

次に2点目でございます。資料下段の4、新たに農業経営を営もうとする青年などの確保に関する目標及び育成方針をご覧ください。

非農家の方が市内の農地において耕作ができるよう、令和6年度から農業技術が習得可能な研修を市が開催し、研修修了後に市内の農地を耕作される方の年間目標人数を10人としていることや大阪府の準農家制度に変わる本市独自の地域農家制度の創設を踏まえ、年間5人から年間10人に見直しております。

続きまして、新旧対照表の2ページ、裏面をご覧ください。

基本構想（案）では、4ページの個別経営体営農類型についてでございます。

これは、国版認定農業者の経営モデルとして経営計画の認定審査時に活用するものでございまして、現行の基本構想の5つの営農類型を踏襲しつつ、府基本方針（案）の営農類型（例）と調和すべく、府と協議・調整を図り、4つの営農類型（例）とするとともに、労働力や所得の項目を府基本方針（案）に合わせ削除しております。なお、今回の営農類型（例）に記載されていない場合でも個別に計画認定を行うことは、もちろん可能でございます。

続きまして、新旧対照表の3ページ、次のページをご覧ください。

基本構想（案）、本文では、4ページから5ページにかけての2、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標になりまして、府基本方針（案）に合わせた内容の修正を行っております。

主な変更点でございますが、有機農業について、野菜や有機農業や大阪エコ農産物認証制度など環境負荷低減に資する農産物生産の2つの項目において、記載しております。

次に、新旧対照表の4ページ、裏面をご覧ください。右端列の6ページのところをご覧ください。

主な変更点の1点目でございます。

認定新規就農者を増やすため、新規就農者が経営を開始してから5年後に達成すべき所得水準を府基本方針（案）と同額の年間250万円から220万円に見直しております。

次に、主な変更点の2点目でございます。

担い手への農用地の利用の集積に関する目標値でございます。新旧対照表でいいますと、4ページの左端列の8ページのところをご覧ください。一番下の段ですね。

大阪府において、国版認定農業者や大阪版認定農業者及び認定新規就農者へ集積する面積割合の算出方法について、これまでの府内の耕地面積から地域計画策定区域内の農地面積と生産緑地面積に見直しをされたことにより、府でいいますと、府

内の面積シェアの目標が25%程度から40%程度に変更となっております。

この府の集積面積の考え方としましては、令和4年度における府の担い手への集積面積が2,649ヘクタールございまして、目標年次である令和14年度までに1,772ヘクタール増の4,421ヘクタールを担い手に集積することを目標としております。

基本構想(案)では、その集積面積を本市の地域計画策定区域内の農地面積と生産緑地面積に按分して算出しております。具体的には本市における令和4年度の担い手集積面積は、161.4ヘクタールございまして、大阪府の増加集積面積1,772ヘクタールを按分し、目標年度である令和14年度までに72.7ヘクタール増の234ヘクタールを担い手に集積する面積としているものでございまして、この234ヘクタールから地域計画策定区域内の農地面積と生産緑地面積の合計440ヘクタールの割合が集積率となり、本市における集積率は53%でございます。

最後ですが、新旧対照表の5ページをご覧ください。これは漢字の規定という漢字を修正しております。

最後に、基本構想変更までのスケジュールでございます。

1月末までに府基本方針が変更される予定と大阪府から聞いておりまして、既にJA茨木市には意見聴取を完了しておりまして、本日の農業委員会への意見聴取と合わせて、2月に大阪府との本協議に入り、3月末までに基本構想の変更を行う予定でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご意見など賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議 長

ただいま農林課からの説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

議 長

西ノ坊委員。

西ノ坊委員

すみません。1点だけ、考え方をちょっとお聞かせ願いたいんですけども、今回、見直して。

経営類型というのかな、目標のところには指標がありますけども、旧のところには全部水稻が入ってたんですけども、新のところは全部水稻経営の分が、わずかですけども、2反半とか25アールとかが消えてるんですけども、これを消したから、所得目標の50万円ほど減ったということなんですかね。それとも、そもそもは、これは関係なしで、今までよりも、増やそうという意味の目標の550万円とか数字になってるんですかね。ちょっとその考え方というのか、整理の仕方だけちょ

っと教えていただきたいなと思って。

議 長

農林課、吉村君。

農林課職員

水稻を消したから550万円になったということではございませんで、今現在における面積だとか収量、単価とかを勘案して、所得550万円を超えるように設定しております。水稻を消しても、いうなれば550万円は超えるということになります。

議 長

西ノ坊委員

西ノ坊委員

すみません。もうだから今度は、目標のときにはもう米は入れないということですね。

農林課職員

— そうですね。

西ノ坊委員

だからもう、稲作の頑張る人はもう経営類型から外すということなんですね。ではないんですか。いや当然、いろんな方おられて、新規の人で、大阪で稲作経営で土地を借りてとかいう人はいないかもしないけどね。

というのが1点と、現実問題として、あと、これが個人なのか法人なのかよく分かんないけど、収量とかしていくときに、基本的にはこの目標の数字にいくか、いかへんかも知らないけども、こんなん言うたら、おおいわ何かも頑張ってるんやから、これを目標に上げるのがいいのかどうか分からないけども、せっかく自営も出てきてるんだから、ほかの、水稻やろう思ったら、最低でも15とか2ヘクタール集めなければいかんと、そんな現実的にはそんな例が出てくるかどうか分かんないけど、これから以降も。せめて何かそういうなんもないのか。いやいや別に、都市近郊農業だから、水稻は仮にあったとしても、それは無視してやっていくと言うなら言うでもいいんですけども、何かちょっと。別にこれが悪いというわけじゃないけど、何かもうちょっと何か考えようがないのかなという気がします。これで悪いというわけじゃないですけども。先ほどは米は関係なしに、その単価だと言ってるとやったら、じゃこれ、もしいろんな今、鶏卵でも何でも値段下がってきたら、目標を下げるということなんですよ。その事情の単価に応じて目標を合わせたと言うのであれば。何ですかね。いやいや、その説明の仕方の問題なんですけど、別

に。それが時々変化で単価が変わる変わらないは、それはあるんだろうけども、こういう整理の仕方をされてるのかなというの、大阪版に合わず、合わせない、それは考え方あったとしても、茨木市としてどういうことで、どういう農家を育てたいかというのが、まず、幾ら大阪版に合わず、合わせないはあったとしても、そこがまず基本としてあった上で、大阪のあれと整合性を取るなら取るでもいいんですけども、ちょっとそこんところが、淡々と説明されたのは説明されたのでいいんですけども、何かちょっと理解しづらいなと思ったんで。もし、そこらも含めた上でというふうにやったら、それで結構ですし。

農林課職員

この表を見ていただきますと、旧のほうでは個別経営体営農類型と書いてるんですよね。それで、今回わざわざ個別経営体営農類型（例）と書かせていただきました、あくまでこの4つだけしか認めないということではなくて、こういう形、一番、市の中で今後育てていきたい農家さんとか、現在、農家さんを踏まえた上で、こういう形で4類型を大阪府と調整して残した。また、新たに計算して550万円以上稼ぐには、こういう、これぐらいの耕作面積が必要ですよというのを算出させていただいたというところでごさいます、先ほどもご説明させていただきましたように、個別、個別に、実際は経営計画を認定するという作業になります。

議長

私もちょっと、その水稻抜くというのは、茨木なんか販売農家が多くて、水稻を基本にしてプラス何かされてるといのは多いんで、水稻抜くというのは、ちょっとどうかなというのもありますけども、その辺は府と詰めてという。せやけど、算定の中ではもう随時、個別に判断するということで。

農林課職員

すみません。ちょっと補足させていただきます。

右側の旧のほうなんですけど、個別経営体営農類型のほうで、労働力とか所得とかいうのが過去から記載されておりました。左側のほう見ると、そういった項目がなくなっているのが実情でございます。

今回の変更に合わせて、府のほうで営農累計自体をものすごく絞り込んできまして、正直に言うと、そこに市として当てはまるどころってなかったんですけども、うちとしてはこれが当てはまるというところで。

ただ、その中で実際に書いてあることが、それで550万円所得というか、収入が達成できるのかというところで、府とのチェックもかけた中で、落とさざるを得なかったところも実はございます。決して水稻を軽んじているわけでも何でもないんで。実際に新規就農で、こちらがこの表を基にさせてもらうんですけども、個別には、先ほどご説明させていただいたように、ちゃんと考慮して、それぞれの経営類型に合わせた形で審査させていただきますので、そこはきちんと責任を持って、市

としてさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議 長

よろしいですか。8ページの目標数値ですけど、53%。4ページの正誤表やったら、53%。これ当然さっき算出根拠なりを説明されてましたけども、それちょっとあんまり分かってないんですけど、なかなかちょっと高い目標なんで、この基本構想に上げたら、当然これから何せ補助金とか何かこれに基づいて各関係してくるやろうということで、なかなかもっと下げることにはできない。もう算定根拠があるから、もうこれしかできないということですか。

農林課職員

大阪府との協議の中で、大阪府から言われているのは、この数字を変えるのは構わないと。ただし、変えるなら変えるならで、その根拠を示してくださいと。大阪府全体で40%というのは出てますので、言いますと、市内の各市町村を足したら、押し並べたら40%になるようになるわけで、これ以外の根拠がちょっとなかなか見つけにくいというところで、大阪府と同じく考えで算出しております。

議 長

それやったら、40%にしといたら一番、したほうがいいのかなというまま、何せ今後基本構想でやっぱりそれについて達成してるかというふうな出てくるから、それやったら、当然なかなか厳しい数字やから、低く算定できるのであれば、しといたほうがいいかなという、それだけのことです。

ほかにご質問等ございませんでしょうか。

議長

小川委員。

小川委員

すみません。今、イチゴの栽培を始めまして、結構傷みが早くて廃棄が増えます。そのイチゴを加工して、6次化じゃないですけど、販売していこうというのが、農業経営強化と考えているんですけども、そういうのをこの基本構想とかに入れることは可能ですか。

議 長

農林課、吉村君。

農林課職員

お答えします。

基本的に、この生産の部分について基本構想、書かれておりまして、加工につい

て書くところがないのかなというところでございます。

そのあたり、もう一度ちょっと大阪府に確認は取ってみたいと思います。

小川委員

ありがとうございます。

多分、強化促進法から降りてきて、それを具体化したのがこの構想案だと思うんですけど、そういった農業経営強化を今、実務的にやろうとしていることが、ここに盛り込むことによって、例えば茨木市の条例とか施策に具体的に反映していけるなら、強くここにに入れてほしいなと思います。

どういうことかという、皆さんご存じのとおり、調整区域では農業倉庫か農家住宅しか建てられません。ちょっと加工して、クッキーでもつくって販売しようかなんていう工場はつくれないわけですよ。でも、本当の農業、強化しようと思ったら、つくるだけじゃなくて、次の販売まで考えていかないといけないと強く思ってます。この基本構想にそこまでうたっていただけるなら、それが茨木市の施策に落とし込めて、今、北部開発でやってるように、空き家を古民家を活用して民泊していいよとか、カフェしていいよっていうのに。別なのかな。ここでそれを期待できるものなら、調整区域は同じように緩和してほしいって個人的にはちょっと思っております。

以上です。

議 長

小川委員が言われてるような、6次産業的な、またそういう農業のそういう加工する施設とかいうふうな分までの、ちょっとそこまでつながりというのは、ちょっとこれだけではできないというふうなことで、今回は農業経営基盤強化促進法と認定する基準とか、この項目でございますんで、言われることは、当然、今後の茨木の農業経営とか6次産業に向けての結びつかないかと、その一手として、まずこれに書いた、そういう書けるのであればということはお聞きするんですけど、ちょっと今の内容についてはちょっとまた別なもんというふうな形でさせていただきたいと思いますんで、よろしく願いいたします。

それでは、ほかにご質問等ございませんでしたら、質疑を打ち切りましてもご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

お諮りいたします。

農業経営基盤強化促進法の変更につきまして、原案のとおり同意することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

議 長

次に報告案件に移ります。

報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出、専決処理分、5件。以下、報告第3号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による農用地利用集積等促進計画の認可通知、3件でございますが、いずれも事務処理要領及び大阪府からの通知に基づき処理いたしましたものでございます。

よろしくご了承賜りますようお願いいたします。

議 長

以上、本日の案件は全て議了いたしました。

ここで今後の行事予定を申し上げます。

まず、都市農政対策委員会を2月8日、木曜日、午後1時30分から、本館7階会議室で開催いたします。

次に、農業委員会だより編集委員会を2月13日、火曜日、午後1時30分から、本館7階会議室で開催いたします。

来月の定例会でございますが、2月21日、水曜日、午後1時30分から、本会議室で開催いたします。

議 長

それでは、これもちまして、令和6年1月定例会を閉会といたします。

慎重な審議を賜り、誠にありがとうございました。

上記会議の顛末を記録し、茨木市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、ここに署名する。

令和6年1月24日

茨木市農業委員会

議長

署名済み

署名委員

署名済み

署名委員

署名済み
